

3

医療従事者賠償責任保険(包括契約)

〈1〉保険金をお支払いする場合

医療従事者(診療放射線技師・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の下記法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、その医療従事者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

(1) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	(9) 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
(2) 診療放射線技師法附則(昭和58年法律第83号)	(10) 栄養士法(昭和22年法律第245号)
(3) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	(11) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
(4) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	(12) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
(5) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)	(13) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
(6) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)	(14) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
(7) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)	(15) 救急救命士法(平成3年法律第36号)
(8) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)	

※1 保険金お支払対象の事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、この保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3 医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

〈2〉ご加入いただける方

医療施設の開設者

※基本契約(病院賠償責任保険)にご加入されていない場合で、この補償をご希望の方は、P32をご覧ください。

〈3〉被保険者

医療施設に勤務するすべての医療従事者(過去に勤務していた方を含みます。)

〈4〉お支払いする保険金(示談・和解でも対象となります)

- ① 法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料、逸失利益など)
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

〈5〉保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 上記①に掲載の法律に違反して行った業務
- ③ 戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④ 地震・噴火・津波・洪水などの天災

など

〈6〉ご契約にあたってのご注意

- ① 勤務される医療従事者の方を一括してのご契約となるため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその医療従事者が医療施設に勤務していたことを証明する名簿等が必要となります。

〈7〉保険金額・保険料

下記保険料に許可病床数を掛けてご算出ください。(小数点以下第1位四捨五入、1円単位)

(保険期間1年 団体割引20%適用 一括払)

保険金額	身体障害 賠償	1事故	5,000万円
		期間中	15,000万円
1病床あたり保険料	一般・療養病床/介護医療院		210円
	精神病床		22円
	結核・感染症病床/老健施設 他		34円
一般診療所			358円
歯科診療所			1,680円

※自己負担額はありません。

※上記以外の保険金額をご希望の場合は、日本病院共済会または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核・感染症病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。